

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、同条第6項の規定による市長からの要求に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年8月4日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査対象事務

平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務の監査について

2 市長から通知があった日

平成22年8月2日

3 市長が講じた措置の内容(全文)

公共土木工事に係る積算誤りの防止へ向けて、技術職職員の効果的な配置の観点から、設計積算を担当する部署に対し総合的な視点で指導、助言を行い、設計積算内容の審査を実施する新たな組織として、平成22年8月1日から技術監理課内に審査指導班を設けました。

この組織が担当する業務としては、

- ① 設計積算内容に係る担当部署での検算が的確かつ適正に履行されているかの審査・確認
- ② 入札案件に係る設計図書類に対する独自の視点からの審査（設計変更に係るものを含む。）の実施
- ③ 積算内容の不明な部分や疑義を招くおそれのある事項の審査・点検
- ④ 入札公告期間中の質問や開札後の疑義への対応
- ⑤ 工事費内訳書の点検結果に基づき必要な指導・助言の実施
- ⑥ 設計積算に係る誤りの事例や原因分析その他の設計積算に係る各種情報の集約と関連部署への個別・具体的な情報提供の実施

となっております。

新たな組織によるこれらの業務の執行を通じ、設計積算を担当する部署との相互牽制関係は維持しつつ、必要な連携は随時、積極的に図り、的確な設計積算業務の実現と積算誤りの防止対策の更なる強化を図ってまいります。

次に、設計変更の手続きに関しましては、入札公告期間中の質問に対し契約締結後の設計変更を予定する旨を回答した案件について、早期に変更契約を実施すること及び設計変更を要する事案については、設計変更を必要とする額を適時、正確に把握できるよう、その都度変更額の確認を行い事業担当課、契約課及び技術監理課で情報を共有することとし、これらにつき相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の改正を行いました。

また、「設計変更、契約変更の手続きフロー」についても見直しを図り、工事施工中に必要となった各種数量・条件の変更等について、原則として工期末の1箇月前までに精査・確認を行い、早期に設計変更に着手することで、万が一積算誤りが判明した際にも、対応方策を講ずるための一定の期間が確保できるようにいたしました。

これらの措置は、いずれも平成22年8月1日から施行いたしましたが、こうした対応を進める中で得られた設計変更を要する事案等の検証作業を踏まえ、平成23年4月を目途に、まとめて設計変更の手続きができる金額等に係る要綱の改正を検討いたします。

今後につきましては、積算誤りに結びつく「ヒューマンエラー」の未然防止のため、設計積算ルームの設置など設計積算業務に係る執務環境の改善を進めるとともに、入力誤りがあつた際のエラー表示など積算システムのチェック機能に係る改善等にも、(財)神奈川県都市整備技術センターとの連携の下、引き続き取り組んでまいります。

また、平成24年度に予定している地方公営企業法の適用に係る下水道事業を担当する組織体制の見直しに併せて、設計・積算担当と監督担当の分離など、積算誤りの防止に資する土木部の組織の在り方につきましても、方向性を見極めてまいります。

(参考)

平成21年度の相模原市都市建設局土木部藤野建設課における公共工事に関する事務の監査の結果(抜粋)

(1) 工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しを検討すること。

平成16年度に請求があつた「公共下水道工事請負変更契約の締結についての住民監査請求」を受けて、監査委員として平成17年2月18日付けの相模原市監査委員公表第7号の中で「工事請負契約において工事内容の変更及び契約金額の変更が生じた場合、安易に精算設計で事務処理をすることのないように契約事務のマニュアルの作成、又は、工事請負契約約款の見直しなどを検討し、適正な契約事務を行うこと。」と要望している。

このようなことから、市長は、相模原市請負工事設計変更ガイドラインと相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱(以下「要綱」という。)を策定したが、要綱第5条では、設計変更の手続の特例として当初契約金額に応じ、一定の範囲内の率で、かつ、一定の金額以内の変更については、まとめて工事変更設計書を作成することができることとしている。

本件工事については、延べ14回に渡り設計変更の協議を行い、そのすべてを要綱第5条に定める設計変更の特例に該当するものとして精算時にまとめて工事変更設計書を作成したが、設計変更の際に協議した「工事打合せ書」には「設計変更とする」旨の記載があるだけで、金額の算出はなされていなかった。このことについては、本件工事以外の工事についても同様の記載が見受けられた。

公共工事は、工事途中の要因等により設計変更を行う可能性があることは承知しているが、設計変更に伴う金額を「工事打合せ書」に記入するなど常に正確な積算に努められたい。

また、設計変更の手続ができる金額等について要綱の見直しを行うなど工事請負契約における設計変更の際の手続の見直しについて検討されたい。

なお、市議会においては、下水道工事に設計変更が多いことを問題として事前の設計を厳密に行うよう要望されていることも付け加えておく。

(2) 積算システムにチェック機能を設定すること。

土木工事の積算については、積算システムへの入力項目が多いため、積算誤りが発生する可能性がないとは言い難い。そのため、土木部においては、積算誤りの防止対策として改訂版チェックリストを使用した検算の充実を図り、一定の成果を上げているが、すべての入力項目を職員が常に正確に入力することには限界がある。

積算システムに単価や単位の入力誤りがあった際にエラー表示を出すようなチェック機能を設定し、積算誤りの防止対策を講じることを検討されたい。

(3) 検算専門組織の設置を検討すること。

関係職員からの意見聴取等において、度重なる通知及び注意喚起が行われたにもかかわらず十分な検算を実施しなかったことについて、「単価部分は間違っていないだろう」及び「積算に間違いはないであろうという前提で見てしまった」旨の発言があった。

検算時に改訂版チェックリストを使用したことにより、検算者が積算誤りを見つけ、設計書を適正に修正している事例も見られたが、積算誤りにより入札が中止となった事例も見受けられた。

そのため、設計及び積算を担当する部署を統括し、また、積算誤りの事例や原因分析の集約を図り、より確実な防止対策を構築するためにも、検算を専門に行う組織の設置を検討されたい。

(4) 契約課における工事費内訳書に対するチェック機能を強化すること。

関係職員からの意見聴取において、「契約課では、工事費内訳書の縦横の計が合っているかどうかを確認している。内容については工事担当課がチェックしており、契約課によるチェックは義務付けられていない」旨の発言があった。

しかしながら、土木工事に積算誤りが度重なり発生している現状及び契約担当部署としての責務に鑑みると、工事費内訳書のチェックを工事担当課に一任するような現状は十分ではないと思料する。

そのため、契約課に技術職職員を配置し、独自の検算を行う等自らのチェック機能を強化し、適正な契約事務の確保に努めることを検討されたい。

なお、契約課では、平成22年4月1日付けで要領を改正し、工事担当課が工事費内訳書の点検結果を回答する際に工事費内訳書点検用経費比較表の添付を義務付けるという改善を図っている。

(5) 契約締結後も早期に積算誤りを発見できる仕組みを検討すること。

上記(2)でも述べたが、土木工事の積算については、積算システムへの入力項目が多いため、積算誤りが発生する可能性がないとは言い難い。

そのため、契約締結後であっても積算誤りの早期の発見がその後の対応には重要である。

設計及び積算を行う職員と監督を行う職員を別にした場合、監督を行う職員は、設計及び積算の内容を詳細に確認することになり、相互牽制の観点からも積算誤りを発見する機会があると思料する。

横浜市や川崎市で採用しているように、設計及び積算を担当する職員と監督を行う職員を別にするなど積算誤りがあった場合にも早期に発見できる仕組みについて検討されたい。

(6) 積算誤りの防止対策について引き続き研究すること。

積算誤りの防止対策として、改訂版チェックリストによる検算の実施、研修

会の開催、少人数グループによる勉強会の開催等により積算誤りの防止対策は一定の成果を上げているが、積算誤りにより入札が中止となる事例も見受けられた。

今後は、これまで行ってきた取組について検証を行い、積算誤りの防止に携わる担当者ごとのマニュアルを作成するなど効率的で効果的な積算誤りの防止対策が行えるよう更なる研究に努められたい。

(7) 事後処理の方法について検討を進めること。

本件工事については、市の積算誤りについて相手方と協議し、顧問弁護士も含めた法的検討も行い、契約代金を支払う結果となっているが、積算誤りの金額の大きさから考えると、結論に至るまでの期間が短い印象は否めない。

積算誤り等の問題が起こった場合の事後処理の在り方について検討を進められたい。